

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

(令和8年6月1日現在)

1 当センターが提供する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについての相談窓口

電話番号	042-390-2211
担 当	

※ご不明な点は、どんなことでもおたずねください。

2 東村山市南部地域包括支援センターの概要

(1) 指定介護予防支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	東村山市南部地域包括支援センター
運営主体	社会福祉法人 緑風会
指定番号	1302700040
所在地	東京都東村山市萩山町3丁目31番地2
サービスを提供する地域	東村山市萩山町、栄町

(2) 当センターの職員体制

資格等	業務内容	計
保健師	指定介護予防支援 介護予防 ケアマネジメント等	1名
主任介護支援専門員		1名
社会福祉士		2名
介護支援専門員		4名
生活支援コーディネーター		1名

(3) 営業時間

月曜日から土曜日の午前9時から午後5時

ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日までは除く

3 当センターの指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

(1) 運営方針

- ① 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮いたします。

- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標をふまえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮いたします。
 - ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
 - ④ 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な活動との連携に努めます。
 - ⑤ 介護保険等関連情報その他必要な情報を適切かつ有効に活用いたします。
- (2) サービス利用のために

担当職員の変更	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題分析）の方法	介護予防サービス計画書、基本情報、基本チェックリスト
担当職員への研修の実施	職場内外の研修に適宜参加します
利用者の都合による解約	解約料はいただきません

4 お申込からサービス提供までの流れと主な内容

- (1) お申込み、サービス内容等のご説明、ご契約
お電話でお申し込みください。当センターの職員がお伺いいたします。
- (2) 介護予防サービス計画の作成
 - ① 面接等によって状態を把握し、生活に関するご希望などをお聞きいたします。
 - ② ご了解を得たうえで、主治医の意見書等の資料を取り寄せることがあります。
 - ③ ご利用になる居宅サービスについてご相談し、介護保険適用の有無、利用料金などの情報提供を行います。
 - ④ サービス提供事業所と連絡調整を行い、介護予防サービス計画の原案を作成します。ご希望がある場合、ご紹介したサービス提供事業所を介護予防サービス計画原案に位置づけた理由についてもご説明いたします
 - ⑤ 利用者は介護予防サービス計画に位置付ける指定介護予防サービス提供事業所等について、複数の事業所等の紹介を求めることができます。
また、利用者は、当該事業所を介護予防サービス計画に位置付けた理由について説明を求めることができます。
 - ⑥ サービス担当者会議を開催し、提供されるサービス内容を確認したうえで、介護予防サービス計画を確定し、説明して同意を得た上で交付いたします。その際、サービス提供事業所との契約に関する必要な援助を行います。
- (3) 介護予防サービス計画作成後の支援
 - ① サービスの開始後は、サービス提供事業所から報告を受け効果の評価を行います。

- ② また、定期的な訪問等によってサービス開始後の状態を確認させていただきますので、その際、ご意見やご希望などをお聞きいたします。お困りのことなどがあればご相談ください。
- ③ 必要に応じて、介護予防サービス計画の変更についてのご相談に応じます。
- ④ サービス開始後、ご入院された場合、退院後の在宅生活への円滑な移行等に向け、入院先の病院等と情報提供や連携を行う必要がありますので、入院先医療機関に当センター及び担当職員の氏名等をお伝えいただきますようお願いいたします。また、退院された場合には当センター及び担当職員へご連絡をお願いいたします。
- ⑤ 要支援・要介護認定の更新などの手続きを行います。
- ⑥ サービスの内容や、利用に対する意見・苦情の受け付けや取次を行います。

5 サービスの終了

- (1) 利用者都合でサービスを終了する場合、文書でお申し出があればいつでも解約できます。
- (2) 自動終了
次の事項に該当した場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ① 利用者の認定区分が、要介護又は介護保険の非該当（自立）と認定された場合
 - ② 利用者がお亡くなりになった場合又は被保険者資格を喪失された場合
 - ③ 利用者が東村山市外へ転出された場合
- (3) 当センターの都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合には、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の地域包括支援センターをご紹介します。
- (4) その他
利用者及び家族などが、当センターや担当職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行い、その改善が見込めない場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 利用料金

- (1) 利用料
東村山市が定める基準の額がありますが、基本チェックリストにより事業対象者となった方、要支援1及び要支援2の認定を受けた方は、介護保険から全額給付されるので、基本的に自己負担はありません。
但し、保険料の滞納等により、当センターが保険給付を受けられない場合、1ヶ月あたりの利用金額をお支払いいただき、当センターからサービス提供証明書を発行いたします。そのサービス提供証明書を市役所窓口へ提出しますと、全額払い戻しが受けられます。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用料（算定単位：1月につき）

サービス内容	単位数	費用額（10割分として）
・介護予防支援及び 介護予防ケアマネジメント	442	4,884円
・介護予防支援初回加算	300	3,315円
・介護予防支援委託連携加算	300	3,315円
・介護予防支援 介護職員等処遇改善加算	総単位数の 2.1%	

*上記の金額は、東村山市が定める基準（東村山市の地域区分：3級地となり、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント費は、全国の標準単位に対して、1単位あたり11.05を乗じた形で利用料を算定）となります。

*介護予防支援初回加算は、介護保険法で示されている新規としての取扱いに該当して、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを策定した場合に適用されます。

*介護予防支援委託連携加算は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを、外部の居宅介護支援事業所へ、新規で委託した場合に適用され、被保険者1人につき、1回のみ加算が適用されます。

*介護予防支援介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇改善（賃金改善や資質の向上など）に取り組む事業所に対して適用される加算です

(2) 交通費

無料です。

(3) 解約料

お申し出によりいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

7 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関するご相談・苦情及び介護予防サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担 当	細江 学
電話番号	042-390-2211

(2) 当センター以外に、東村山市にご相談・苦情を申し出ることができます。

担 当	東村山市役所 健康増進課
電話番号	042-393-5111（代）
担 当	東京都国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口
電話番号	03-6238-0117

8 事故発生時の対応

- (1) 当センターが利用者に対して、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により損害賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに家族、区市町村へ連絡を行うとともに、利用者に対してその損害を賠償いたします。
- (2) 但し、次の各号に掲げる、利用者による過失が認められた場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。
 - ① 心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
 - ② サービス実施のため、必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
 - ③ 急激な体調の変化等、当センターが実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
 - ④ 利用者が、当センターの指示、依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

9 事業継続に関する事項

当センターは、感染症の流行や非常災害時に業務を継続するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を行います。
- ② 担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施いたします。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- ④ 東村山市が実施する市内全介護保険事業を対象として災害訓練等に参加いたします。

10 ハラスメントに関する事項

当センターは、適切な事業の提供を確保する観点から、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 職場等において行われる性的な行為及び言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業が害される（以下「ハラスメント」という）ことを防止するための方針の明確化等の必要な措置を行います。
- ② ハラスメントは担当職員から利用者及び家族等に対する行為及び言動も該当いたします。
- ③ 利用者及び家族等からのハラスメントについても、担当職員の心身に害を及ぼす、または及ぼす恐れのある行為を行った場合、当該行為の再発を防止することが困難であ

る等、事業の契約を継続し難いほどの背信行為をおこなった場合、利用者及び家族に対しその契約の終了等を含め、事業所として必要な措置を行います。

11 虐待防止に関する事項

当センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底いたします。
- ② 虐待の防止のための指針を整備いたします。
- ③ 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施いたします。
- ④ 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。

12 身体拘束の適正化に関する事項

当センターは、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録する。

13 個人情報保護に関する事項

当センターは、個人情報を安全に管理し漏洩を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- ② 知り得た利用者及び家族の個人情報については、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてはあらかじめ利用者及び家族の了解を得るものとします。
- ③ 担当職員であった者に業務上知り得た利用者及び家族の個人情報を保持させるため、担当職員でなくなった後においても知りえた個人情報を保護すべき旨を、担当職員との雇用契約の内容といたします。

14 当法人の概要

名称	社会福祉法人 緑風会
代表者	理事長 酒井 雅司
所在地	東京都東村山市萩山町3丁目31番地2
電話番号	042-390-2211
ファックス	042-390-2212
主な事業	東村山市南部地域包括支援センター 緑風荘指定居宅介護支援事業所 緑風荘病院 介護老人保健施設 グリーン・ボイス グリーン・ボイス訪問リハビリテーション

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、当センターは利用者に対して介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書を説明いたしました。

説明者：印

本重要事項説明書の説明を行い、内容に同意していただけるようでしたら、その内容を証明するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ事業所、利用者それぞれ1通を所持することとします。

令和 年 月 日

利用者

住 所 東京都東村山市

氏 名印

上記代理人（代理人を選任した場合）

住 所

氏 名印

センター

所 在 地 東京都東村山市萩山町3丁目31番地2

事業者名 東村山市南部地域包括支援センター

代表者名 細江 学印